

令和6年度第8回
躍進的な事業推進のための設備投資支援事業

質疑応答



公益財団法人 東京都中小企業振興公社

Q&A 1

Q1 複数の申請者区分に対して併願申請は出来ますか？

A1 出来ません。いずれかの申請者区分を選択して申請してください。

Q2 事業計画の内容が複数の事業区分(例:競争力強化、DX推進、後継者チャレンジ)に該当します。複数の区分で申請できますか？

A2 出来ません。申請は1区分のみとなります。

Q3 過去に躍進的な事業推進のための設備投資支援事業に採択されたことがあります。また申請できますか？

A3 基準日(令和6年10月1日)時点で、完了検査を終え、助成金額が確定していれば申請頂けます。

Q&A 2

Q4 助成対象期間前から、設備の契約等を行う事は可能でしょうか？

A4 出来ません。助成対象期間前に契約や設置・支払等が行われた場合、助成金の対象外となります。

Q5 収支計画表の「一人当たりの付加価値額の伸び率」は、毎年3%上昇させる必要がありますか？

A5 「一人当たりの付加価値額の伸び率」は、3、4、5年後のいずれかで達成されれば問題ありません。

Q&A 3

Q6 「ゼロエミッション概要書」に記載のある「公的機関等の認定や指定」について具体的な機関の指定はありますか？

A6 ありません。

Q7 「公的機関等の認定や指定」について、機械メーカーが作成したカタログ等は該当しますか？

A7 該当しません。

Q&A 4

Q8 省エネ効果はどのように確認されますか？

A8 「ゼロエミッション概要書※」の各設問に対して具体的な記載があるかどうかを基準に確認します。

Q9 劇的な省エネ効果ではなくても対象となりますか？

A9 なります。「ゼロエミッション概要書」の各設問に、適切な記載をしてください。

Q&A 5

Q10 オーダーメイドの機械設備を新設するため、設備導入前後の比較が出来ません。

A10 導入機械を選定する際に検討した他社の提案内容(仕様やスペック等が同レベルの機械)との比較を記載してください。
(導入機械の中でエネルギーを一番消費する部材・装置について、一世代前との比較、でも可)

Q11 独自の技術を用いなければ導入する設備に求める機能性能を満たさず、世の中に比較できる対象が全く存在しません。

A11 ゼロエミッション概要書のすべての項目が記載できない場合は助成率優遇の対象となりません。

Q&A 6

Q12 都内を含む複数の事業所があります。賃金引上げ計画書の「事業所内最低賃金」はどこの事業所にすればいいですか？

A12 申請書の機械設備設置場所に記載した場所のいずれかとなります。

Q13 賃上げ要件区分は、新設の事業所に機械設備を導入する場合も対象になりますか。

A13 機械設備設置場所が新設の事業所・工場等のみの場合は賃上げ要件区分の対象外です。

賃上げ要件区分を適用する場合の事業所は、基準日時点で既に従業員が所属している事業所や工場等を指します。

Q&A 7

Q14 直近決算期と比較する「賃金引上げ計画期間」について詳しく教えてください。

A14 助成事業終了年度の翌年度です。

令7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)に事業が完了した場合

⇒令和8年度

令和8年度(令和8年4月1日～9月30日)に事業が完了した場合

⇒令和9年度

Q&A 8

Q15 賃金引上げ計画書の「給与支給総額」は何を指しますか？

A15 【法人】給与(賃金)+賞与等

役員報酬、福利厚生費、法定福利費、退職金は含みません。

【個人】給与(賃金)+賞与+専従者給与+青色申告特別控除前の所得金額等

Q16 「賃上げ要件」で申請する場合、必要な書類は何ですか？

A16 賃金引上げ計画書、賃金引上げ計画の誓約書、事業所内最低賃金者名簿、賃金台帳の写し

Q&A 9

Q17 事業区分ごとに採択率は変わりますか？

A17 事業区分ごとに提出していただく書類は一部異なりますが、審査の基準は全ての案件で共通となります。

Q18 外注業者や導入する設備を操作する社員の人件費は対象になりますか？

A18 対象となりません。

対象経費は、機械装置・器具備品・ソフトウェアです。

Q19 助成金支払後に、助成金返還となる可能性はありますか？

A19 あります。募集要項で規定する内容をよくご確認ください。

Q&A 10

Q20 複数店舗を経営しています。そのうち、1店舗のみを対象とした申請は可能ですか？

A20 1企業1申請の範囲内であれば可能です。

Q21 製造業ではなくサービス業においても申請要件を満たせば申請可能ですか？

A21 可能です。本事業は全ての業種を対象にしております。